

丹波の森・里山見学ツアー企画運營業務委託プロポーザル参加仕様書

1 募集する企画の内容

(1) ツアーの目的

丹波地域では、「丹波の里山づくり促進事業」を展開し、地域住民が主体となり「美しい里山」の大切さを再認識し、次の世代へとつないでいく里山づくりの活動の取組を支援しています。その一環として、丹波地域内外の住民で、「現在は里山づくり活動に直接関わっていないが、丹波の里山に行ってみたい。」「里山の資源を利用してみたい。」など、里山に関心を持ち、里山ファンになってもらえる方々を対象にしたバスツアーを企画する。

このバスツアーが、参加者と丹波の里山活動地との接点を生み、活動地の活性化を促すことにつながることを目的とする。

(2) 企画提案の要件

丹波地域(丹波篠山市・丹波市)の全域を想定して、上記目的を達成するためのバスツアーの具体的な企画提案、運営を行うこと。

① 企画運営方法

バスツアーの企画にあたっては、下記の事項に留意すること。

- (ア) 丹波地域内外からの参加希望者を受け入れられるようにする。
- (イ) 丹波地域外からの参加者は阪神エリアから乗車できるよう配慮すること。
- (ウ) 参集人数は小型バスまたはマイクロバスで対応できる人数を想定する。
- (エ) 単に楽しいだけではなく、参加者が、丹波地域の里山づくり活動を理解し、関心を持ってもらえる要素を組み入れる。
- (オ) 丹波地域内の森林、木材利用に関する施設等の見学コースを組入れること。
- (カ) バスツアーの参加者の反応が、丹波地域で里山づくり活動に関わる人たちにフィードバックされ、活動に励みとなるような工夫をすること。

(3) 委託期間 (予定)

委託契約日 ～ 令和2年2月20日(木)

2 経費等

- (1) 委託金額は、1,000千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
- (2) 経費は、事業の実施に必要な傷害保険料等を含む全ての経費とする。
- (3) 本業務の受託者は、丹波の里山づくり促進事業実行委員会事務局(以下、事務局という)と適宜協議しながら事業を実施する。
- (4) 事業内容の一部を外部委託することを可能とする。
- (5) 見学先の設定、交渉、必要経費は応募者が負うものとする。

3 応募

(1) 応募資格

民間企業、NPO法人、公益法人、その他の法人または法人以外の団体であって企画提案した事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県指名停止基準に基づく

指名停止を受けていないこと（契約締結後においても同様の取扱とする）。

- ④ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 条例第 7 条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 次のいずれかに該当する者
 - a 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - b 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - c 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - d 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - e 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ ④に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

(2) 参加申込書の提出期限

令和元年 8 月 30 日（金）17 時

(3) 提出書類及び部数

A4 判で正本 1 部（紙媒体）

なお、次の⑤～⑦は、正本 1 部に添付

- ① プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ② 企画作成者の概要（様式 2）
- ③ 企画書（様式 3）
- ④ 誓約書（様式 4）
- ⑤ 法人登記簿謄本、定款、役員名簿
- ⑥ 前期の貸借対照表及び損益計算書（前期分がない場合は、その理由及び当期分の事業予算計画を提出すること）
- ⑦ 事業者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等

(4) 提出先

事務局（兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所森林課）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

TEL：0795-73-3795 FAX：0795-72-4063

* 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。

* 持参の場合は、受付は 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）。

(5) 事業内容についての質問等

所定の様式により令和元年 8 月 21 日（水）15 時までに電子メール（メールアドレス

Tanbanorin@pref.hyogo.lg.jp）、または FAX により丹波農林振興事務所に提出すること。

また、回答は質問者に通知するとともに、下記 URL に掲示する。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk07/29tour/satoyama_tour.html

(6) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- ② 提出書類は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類等については、応募者の承諾を得た上で、公開する場合がある。

4 審査

(1) 審査方法

- ① 企画書の審査は、丹波の里山づくり研修会企画運營業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において書類審査により実施する。
- ② 審査会が必要と認める時はヒアリングを実施する場合がある。また必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

審査の基準は次のとおりとする。

① 企画書の内容

- ア 地域の状況を踏まえ本事業の趣旨及び目的を適切に理解しているか
- イ 企画運営方法の内容が、具体的で本事業の趣旨及び目的に対して効果的であると認められるか

② 業務遂行能力

- ア 業務の実施体制及び実施工程に問題がないと認められるか
- イ 本業務の遂行に有益な活動実績があると認められるか

(3) 受託者の決定

- ① 審査会の審査結果に基づき、優秀な提案を行った上位の者を本業務の受託者に決定する。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合は、提出書類を審査の対象としないことがある。

(4) 審査結果の通知

審査結果の採否にかかわらず、応募者全員に対して、書面により通知する。

5 留意事項

- (1) 書類による審査を実施するため、応募書類等については、企画内容が把握できるよう、できるだけ詳細に記載すること。
- (2) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について、事務局と受託者が協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (3) 事業実施に際し、事務局と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況については、事務局と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 研修会終了後は、報告書等を提出すること。また、事業執行に係る領収書や帳簿類については、契約履行確認時に確認するため、整理・保管しておくこと。
- (5) 本事業の委託対象経費については、国、県、市町、その他の団体における他の助成事業の一部又は全部と重複しないこと。
- (6) 著作権・特許権について 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて受託者が負うものとする。